

産業廃棄物の適正処理

ガイドブック 事業者向け

(本ガイドブックでは)

- 法 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)
- 令 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (施行令)
- 事業者 …… 産業廃棄物の排出事業者

産業 廃棄物

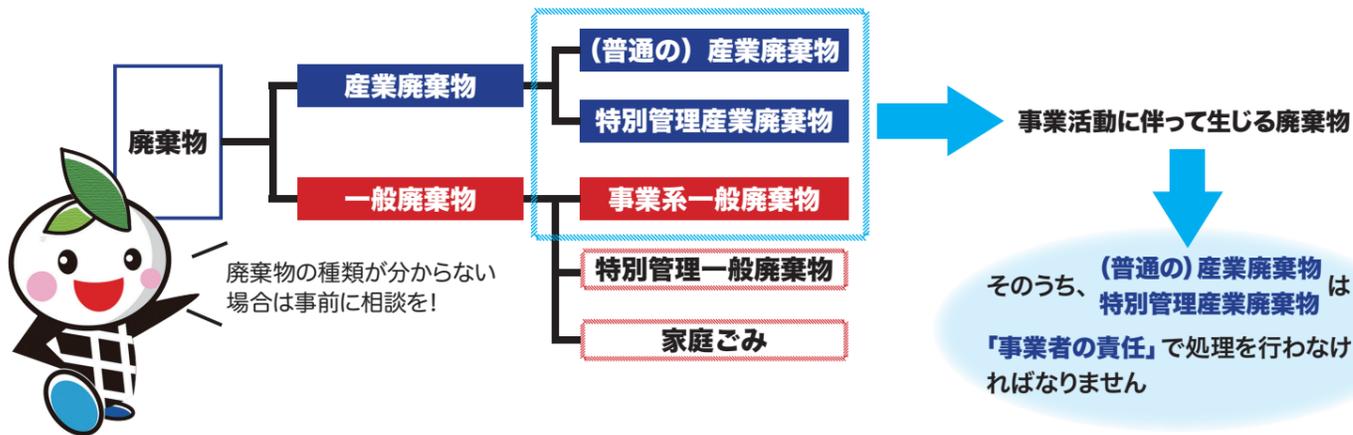
「廃棄物処理法」及び「施行令」では、事業活動に伴って排出される20種類の廃棄物を(普通の)産業廃棄物として定めています。
(法第2条第4項、令第2条)

■ 特別管理産業廃棄物 (令第2条の4)

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの



▲産業廃棄物の種類についてはこちら



事業者の責任

事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物が適正に処理されることについて責任を持たなければなりません (法第3条)

- 1 自らの責任で適正に処理するか、許可を受けた処理業者に委託しなければならない
- 2 廃棄物を再生利用するなどして、廃棄物の減量に努めなければならない
- 3 物の製造や加工、販売などを行う際は、リサイクルがしやすい製品や容器などの開発に取り組み、廃棄物となった場合の処理方法などについても情報提供を行わなければならない
- 4 国や自治体が行う廃棄物の減量や適正処理の推進に関する施策に協力しなければならない

建設工事に伴い発生する廃棄物

(法第21条の3)



建設工事が下請け(一次、二次…)によって行われる場合は、元請業者が排出事業者となります。下請負人が廃棄物を処理するためには、廃棄物処理業の許可を有し、元請業者から適法な委託を受けなければなりません。



▲詳しくはガイドブック参照

廃棄物を自ら処理する場合

原則として、事業者はその廃棄物を自ら処理しなければなりません。
(法第11条第1項、法第12条第1項など)



▲詳しくはガイドブック参照



産業廃棄物を処理する際は、人の健康や生活環境に支障が生じないように、再生、減量化、無害化などの適正な処理を行う必要があります。

事業者が自ら産業廃棄物の処理を行う場合は「産業廃棄物処理基準」などに従い、適正に処理しなければなりません。

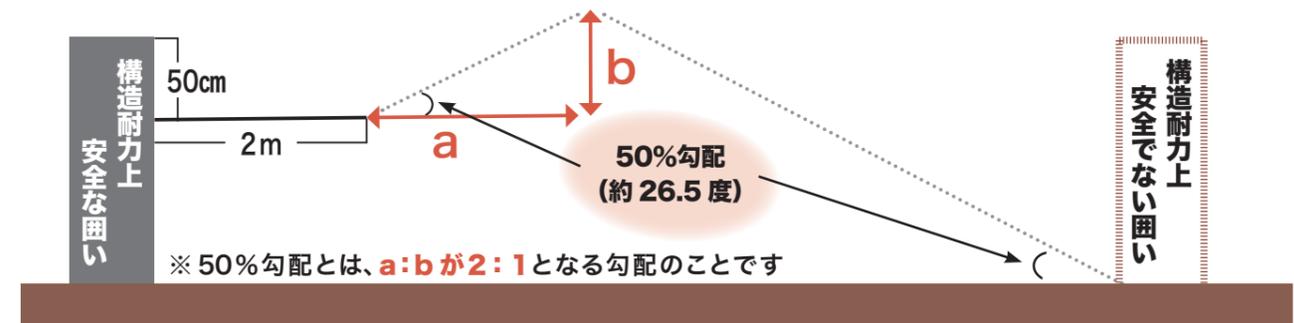
「産業廃棄物処理基準」について詳しくは、ホームページをご覧ください。

廃棄物を保管する場合 (法第12条第2項)

- 保管場所の周囲に囲いを設ける
- 見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨及び必要事項 ①～④を表示した掲示板を設ける【右図】
- 産業廃棄物が飛散したり、流出したり、地下に浸透したり、悪臭が発散したりすることのないように必要な措置を講じる
- ねずみが生息したり、蚊やハエなどの害虫が発生したりしないようにする
- 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、【下図】で示す範囲に廃棄物が収まるようにする

産業廃棄物保管場所

- 1 保管する産業廃棄物の種類
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品、産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については「含む」又は「含まない」旨を別途記載)
- 2 管理者の氏名又は名称
- 3 連絡先(電話番号)
- 4 最大保管高さ
(屋外で容器を用いずに保管する場合)



廃棄物を運搬する場合 (法第12条第1項、令第6条)

- 1 産業廃棄物を運搬する車両の両側面に【図①】の表示を行う
- 2 【図②】の事項を記載した書類を携帯する

【図①】車両への表示事項



【図②】携帯書類

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

廃棄物の処理を委託する場合

事業者が自ら産業廃棄物を処理できない場合は、委託基準に従って、その処理を産業廃棄物処理業者などに委託しなければなりません
(法第12条第5項・第6項、令第6条の2など)



Step1 許可証の確認

処理を委託する場合は、あらかじめ処理業者に許可証の提示を求め、①～④について確認を行う。

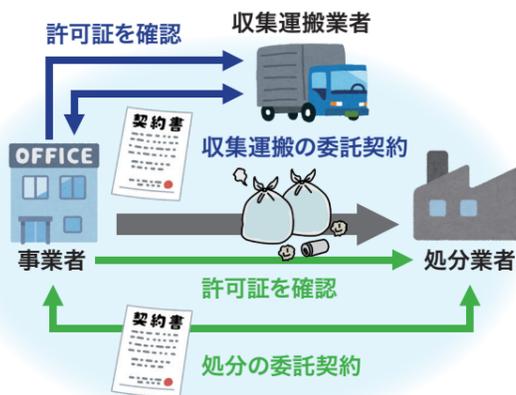
- ① 処理業者の氏名又は名称及び住所
- ② 業の区分(収集運搬業・処分業)
- ③ 許可内容(取り扱える産業廃棄物の種類及び処理の内容)
- ④ 許可の期限及び条件

Step2 契約書の作成 (令第6条の2など)

処理を委託する場合は、「収集運搬業者」「処分業者」とそれぞれ委託契約書を作成しなければならない。

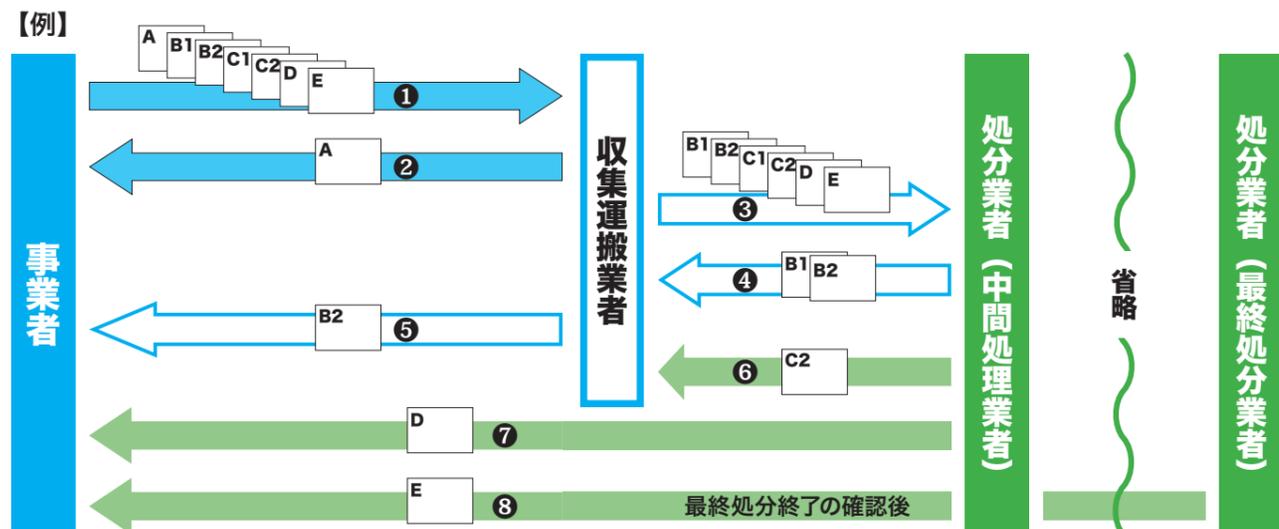
【契約書に記載すべき内容(一部抜粋)】

- ▶ 産業廃棄物の種類と数量
- ▶ (運搬を委託する場合) 運搬の最終目的地の所在地
- ▶ (処分又は再生を委託する場合) 処分又は再生する場所の所在地、処分又は再生の方法、処分又は再生に係る施設の処理能力



Step3 廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 (法12条の3)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際にマニフェストを交付し、委託内容のとおり産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。



- 引渡し時**
- ① 事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、廃棄物と共にマニフェストを収集運搬業者に交付
 - ② 事業者は、収集運搬業者の署名が入った「A票」を受け取って保存(5年間)
- 運搬終了時**
- ③ 収集運搬業者は、処分業者に「B1・B2・C1・C2・D・E票」を回付
 - ④ 処分業者は、署名後「B1・B2票」を収集運搬業者に返却
 - ⑤ 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に「B2票」を事業者に戻却
- 処分終了時**
- ⑥ 処分業者は、処分終了後10日以内に「C2票」を収集運搬業者に返却
 - ⑦ 処分業者は、処分終了後10日以内に「D票」を事業者に戻却
 - ⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に「E票」を事業者に戻却



J-WNETを詳しくは参照



返却されたマニフェストの照合と保存

- ① A票とB2票、D票、E票により収集運搬、中間処理、最終処分が終了したことを確認
- ② A票とB2票、D票、E票は5年間保存

その他の注意事項



処理や運搬の状況確認

事業者は、許可業者の協力を得ながら、自ら現地へ出向いて事業内容を確認してください。
(法第12条第7項)

帳簿の備え付け

次の事業者は、帳簿を備え、5年間保管してください。
(法第12条第13項、令第6条の4、法12条の2第14項)

- 産業廃棄物処理施設(許可施設及び許可施設以外の焼却施設)を設置している事業者
- 排出事業場の外において自ら産業廃棄物を処分又は再生を行う事業者
- 特別管理産業廃棄物を排出する事業者

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業者は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場ごとに、一定の資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。
(法第12条の2第8項)

措置内容等報告書の提出

90日以内(特別管理産業廃棄物は60日、中間処理産業廃棄物の最終処分完了に係るものは180日)にマニフェストの写しが返送されないときは、その状況を把握するとともに、適切な措置(措置内容等報告書の提出など)を講じなければなりません。
(法第12条の3第8項)

その他の届出義務(一部抜粋)

排出事業場以外で産業廃棄物を保管する場合の届出義務

建設工事や解体工事に伴って発生する廃棄物を、現場以外で300㎡以上の面積を使って保管する場合は事前の届け出が必要です。
(法第12条第3項)

多量に産業廃棄物を排出している場合の報告義務

- 次の事業者は、毎年6月末までに報告が必要です。
- 1 前年度中に産業廃棄物を1,000t以上排出
(法第12条第9項・第10項、令第6条の3)
 - 2 前年度中に特別管理産業廃棄物を50t以上排出
(法第12条の2第10項・第11項、令第6条の7)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

マニフェストを交付して産業廃棄物を処理委託した事業者は、毎年6月末までに、前年度(その年の3月31日以前の1年間)に交付したマニフェストの状況報告が必要です(電子マニフェストを利用した場合は報告不要)。
(法第12条の3第7項)



電子マニフェストの利用も検討してください!

▲各種様式はこちらから



禁止事項

違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金又はその両方に処せられます。
(法第25条)

不法投棄の禁止 (法第16条)

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん、その土地の所有者であるかどうかにかかわらず、山林や田畑などに捨てたり放置したりすることは禁止されています。



野外焼却の禁止 (法第16条の2)

焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することは禁止されています(一部例外を除く)。

※基準に適合しない焼却炉は使用できません。



【問い合わせ先】

倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部 産業廃棄物対策課
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
TEL : 086-426-3385 FAX : 086-421-0144
Eメール : iwst@city.kurashiki.okayama.jp



詳しくはホームページをご覧ください。

倉敷市 産業廃棄物 検索